

広島市規則第20号

令和7年3月11日

広島市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

広島市排水設備指定工事店規則（平成10年広島市規則第96号）の一部を次のように改正する。

別表広島県の項中「三原市」の右に「、三次市」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。